

第十九回国会
衆議院

大蔵委員會議録第二十七号

昭和二十九年三月二十四日(水曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 千葉 三郎君
理事 淺香 忠雄君 理事 黒金 泰美君
理事 坊 秀男君 理事 山本 勝市君
理事 内藤 友明君 理事 久保田 鶴松君
理事 井上 良二君

宇都宮 徳馬君 大平 正芳君
島村 一郎君 吉米 地英俊君
福田 越夫君 藤枝 泉介君
堀川 恭平君 池田 清志君
福田 繁芳君 小川 豊明君
佐々木 三三君 柴田 義男君
春日 一幸君 平岡 忠次郎君

出席政府委員

大蔵政務次官 植木 庚子郎君
大蔵事務官 (銀行局長) 河野 通一君

委員外の出席者

専門員 椎木 文也君
専門員 黒田 久太君

三月二十三日

昭和二十九年年度税制改正要綱に関する陳情書(神戸商工会議所会頭宮崎彦一郎)(第二二九五号)

繊維品消費税創設反対に関する陳情書(協同組合上野市専門店会理事長橋上鑑一)(第二二九六号)

しやし織物税創設反対に関する陳情書(東京都中央区日本橋横山町七番地東京実業連合会会長黒川武雄)(第二二九七号)

同(京都市上京区今出川通大宮東入

西陣織物同業協同組合理事長岡本義一外一名)(第二二九八号)

同(岡山商工会議所内岡山県繊維雜貨商協会の会長光畑敬次郎外一名)(第二二九九号)

輸出所得特別控除に関する陳情書(関西経済連合会会長関桂三)(第二三〇〇号)

強制再評価並びに増資促進に関する陳情書(関西経済連合会会長関桂三)(第二三〇一号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

米因対日援助物資等處理特別會計法等を廃止する法律案(内閣提出第三号)

農業共済再保險特別會計の歳入不足を補てんするための一般會計からする繰入金に関する法律案(内閣提出第五号)

資金運用部特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三三号)

食糧管理特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出第五四四号)

国稅收納金整理資金に関する法律案(内閣提出第七二二二号)

出第一〇四号) 金融機關再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇八号)

旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇九号)

閉鎖機關令の一部を改正する法律案(内閣提出第一一一号)

〇千葉委員長 これより會議を開きます。

まず一昨二十二日當委員會に審査を付託されました金融機關再建整備法の一部を改正する法律案、旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律案、閉鎖機關令の一部を改正する法律案の三案を一括議題として、政府當局より提案趣旨の説明を聴取いたします。河野銀行局長。

金融機關再建整備法の一部を改正する法律案

金融機關再建整備法の一部を改正する法律案

金融機關再建整備法(昭和二十一年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三十六條の次に次の一条を加える。

第三十六條の二 主務大臣は、前に旧勘定に属した資産及び負債で、最終處理の際、暫定評価基準により評価が行はれていたものにつ

き、確定評価基準を決定することができる。

第七條第三項及び第九條の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第三十七條第一項中「前條第二項」を「第三十六條第三項」に、同條第二項中「前項」を「第一項」に、同條第三項中「前二項」を「前四項」に改め、同條第一項の次に次の二項を加える。

前項に規定する処分益又は処分損とは、処分価額と確定評価基準により評価が行はれた時の帳簿価額との差益又は差損をいう。但し、確定評価基準により評価が行はれていない資産及び負債については、処分価額と新勘定及び旧勘定の区分の消滅した時の帳簿価額との差益又は差損をいう。

第一項に規定する増損益又は減損とは、新勘定及び旧勘定の区分の消滅の際、暫定評価基準により評価が行はれていたものにつき、前條の規定により設けられた確定評価基準によつて評価が行はれた場合に生じた差益又は差損をいう。

第三十七條の三第一項中「整理が完了したとき」の下に「これらの資産及び負債のうち、第七條第一項の命令で定めるものを除くすべてについて確定評価基準による評価が行はれたときを含む。」を加え、「確定損を負担した整理債務の債権者にその整理負担額的全額まで」を「同條第一項第五号に規定する金額的全額

まで」に改め、同條第二項を次のように改める。

金融機關は、その調整勘定の閉鎖の際、同勘定に利益金の残額があるときは、第二十五條第一項の規定により株主として確定損を負担した者(相続人その他の一般承継人を含む。以下同じ。)に、左の各号の金額を分配しなければならない。

一 負担した確定損に相当する金額

二 金融機關の新勘定及び旧勘定の区分の消滅した日の翌日から本号の規定による分配の日までの期間に応じ、前條第一項第四号に規定する約定利率のない整理債務の債権者に分配する場合に附する利率による利息に相当する金額

第三十七條の三に次の三項を加える。

前項の場合において、調整勘定の利益金の残額がその分配金額に不足するときは、その確定損の整理負担額に応じ、均等の割合で分配しなければならない。

金融機關は、第二項の規定により分配してもなほその調整勘定に利益金の残額があるときは、これを当該金融機關の利益準備金として積み立てるものとする。

前三項の規定は、第三十八條の三の規定により在外資産負債處理勘定を設けている金融機關には、

第一類第六号

大蔵委員會議録第二十七号 昭和二十九年三月二十四日

金融機關再建整備法(昭和二十一年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

一

適用しない。

第三十七条の七中「普通所得」を「所得」に、「昭和二十三年法律第百十号」を「昭和二十五年法律第百二十六号」に改め、同条に次の三項を加える。

第三十七条の二第二項第四号又は第五号の規定により分配される利息に相当する金額は、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の適用については、同法第九条第一号に規定する利子所得とみなす。

第三十七条の三第二項第一号の規定により分配する金額は、法人税法による各事業年度の所得及び地方税法による事業税を課する場合における各事業年度の所得の計算上は、これを損金とする。

第三十七条の三第二項第二号の規定により分配される利息に相当する金額は、所得税法の適用については、同法第九条第二号に規定する配当所得とみなす。

第五章の次に次の一章を加える。

第五節の二 在外資産負債の処理

（在外資産負債）

第三十八条の二 この章において「在外資産」及び「在外負債」とは、金融機関の支店又は従たる事務所のうち金融機関の施行地外に設けたもの（以下「在外店舗」という。）に係る資産及び負債であつて、この法律の施行地外に住所を有する者（閉鎖機関令に規定する閉鎖機関及び旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令に規定する在外会

社を除く。）に係る債権及び債務以外のものをいう。

2 在外店舗がこの法律の施行地内にあつた店舗（事務所を含む。以下同じ。）に向けて振り出した送金為替のうち、未払となつてゐる部分に係る支払の債務は、当該振出店舗の属した金融機関が当該為替の所持人に對して当該振出店舗に係る負債としてこれを負うものとする。

3 在外資産に属する債権又は在外負債に属する債務で別表に換算率の定があるものの金額は、同表の換算率により換算した金額とする。但し、在外資産に属する債権のうち、その債務者が閉鎖機関令に規定する閉鎖機関であるものについては同令に定める換算率、旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令に規定する在外会社であるものについては同令に定める換算率を適用するものとする。

4 前項の債権及び債務については、金融機関再建整備法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第 号）の施行の日以後は、利息は附されないものとする。

（在外資産負債処理勘定の設定）

第三十八条の三 在外資産又は在外負債を有する金融機関（以下この章において単に「金融機関」という。）は、主務大臣の指定する日において在外資産負債処理勘定（以下「在外勘定」という。）を設けなければならない。

2 第三十九条第一項に規定する整備計画書の定めるところにより、

事業の全部を譲渡して解散した金融機関が、金融機関整理法に規定の施行の際に在外資産又は在外負債を有していたときは、当該事業を譲り受けた金融機関は、主務大臣の定めるところにより、当該在外資産又は在外負債をその譲り受けた金融機関の在外資産又は在外負債として引き継ぎ、在外勘定を設けなければならない。

3 在外資産及び在外負債は、在外勘定に属するものとし、他の勘定に属せしめてはならない。

（在外勘定の経理）

第三十八条の四 金融機関の在外負債に属する債権者が、債権者であることを証する物件を添えて、当該金融機関に申し出た場合において、当該金融機関は、その申出が正当であるときは、その申出に係る債権に関する債務を当該金融機関の在外勘定の債務として確認しなければならない。

2 金融機関は、その在外資産については当該金融機関への帰属が確定した金額を在外勘定の資産の部に、在外負債については前項の規定により確認した金額を在外勘定の負債の部に計上するものとする。

3 金融機関は、金融機関整理法に規定する第三十二条第三項の規定により当該金融機関の旧勘定に属させられた在外店舗に對する借のうち、在外勘定の設定の際、当該金融機関の他の勘定に計上されてゐるものを在外勘定に對する借とするものとする。

4 金融機関は、その調整勘定の閉鎖の際、同勘定に利益金の残額があるときは、これをその在外勘定に繰り入れて資産の部に計上するものとする。

5 在外勘定は、他の勘定と区分して経理しなければならない。

6 在外勘定の経理に關し必要な事項は、主務大臣が定める。

（支払）

第三十八条の五 金融機関は、在外勘定に計上された第三十八条の二第二項の未払送金為替に係る債務のうち、主務大臣の指定する日までに前条第一項の債権者の申出があつたものにつき、その指定された日から九十日以内に、在外勘定に計上された資産の範囲内において、一件五万円（当該送金為替につき既に支払われた金額があるとときは、その支払われた金額を五万円から差し引いた金額）を限度として支払をしなければならない。

2 金融機関は、前項の規定による支払をした後その在外勘定に於ける資産が計上されてゐるとき、又はその支払後在外勘定に新たに資産が計上されたときは、主務大臣の認可を受け、省令で定めるところによりあらかじめ公告をして、在外勘定に計上されてゐる債務につき、当該資産の範囲内において、支払をしなければならない。

3 前二項の場合において、支払に充てる資産が不足するときは、在外勘定に計上された債務の債権者に対し、その支払われるべき金額に及び、それそれ均等の割合が支払をしなければならない。

（支払資金の繰入）

第三十八条の六 金融機関が前条第一項の規定による支払をする場合に、在外勘定にその支払に充てるべき資産が不足するときは、当該金融機関は、その調整勘定からその利益金の範囲内で当該不足金額の全部又は一部を在外勘定に繰り入れ、その支払に充てることのできる。

2 前項の規定により在外勘定への繰入をした金融機関は、前条第一項の規定により支払を行つた後、在外勘定に資産が計上されたときは、同条第二項の規定による支払に先立ち、随時、その繰り入れた金額に相当する金額を返済しなければならない。但し、当該金融機関の調整勘定が第三十七条の三第三項の規定により閉鎖されたときは、この限りでない。

（支払資金の借入）

第三十八条の七 調整勘定を設けなかつた金融機関が第三十八条の五第一項の規定による支払をする場合に、在外勘定にその支払に充てるべき資産が不足するときは、当該金融機関は、旧勘定の最終処理の際における旧勘定の積立金のうち、第二十五条第一項第二号の規定により取りくずされた内かつた部分に相当する金額の範囲内で、他の勘定から当該不足金額の全部又は一部を在外勘定に借入れ、その支払に充てることのできる。

2 前条第二項本文の規定は、前項の規定による借入金金の返済について準用する。

（在外勘定の閉鎖）

第三十八条の八 金融機関は、在外

負債に関する債権者への支払が完了したと認められるときは、主務大臣の認可を受け、省令の定めるところによりあらかじめ公告をして、その在外勘定を閉鎖すること

2 金融機関は、前項の規定による閉鎖の際、その在外勘定に資産が計上されているときは、当該資産の範囲内において、第三十八条の五の規定により支払われた債務の債権者に対し、主務大臣の定めるところにより、利息に相当する金額を分配しなければならない。

3 前項の規定による分配をしてもなおその在外勘定に資産があるときは、当該金融機関は、当該資産の範囲内において、第二十五条第一項の規定により株主として確定損を負担した者に対し、第三十七条の三第二項各号の金額を分配しなければならない。

4 第三十七条の三第三項の規定は、前項の規定による分配について準用する。

5 第三項の規定による分配を全額までしてもなおその在外勘定に資産があるときは、これを他の勘定に移し、これに相当する金額は、当該金融機関の利益準備金として積み立てるものとする。

6 調整勘定を有する金融機関の在外勘定の閉鎖の際、その在外勘定に資産があるときは、前三項の規定にかかわらず、当該資産を引当ててこれに見合う利益金をその調整勘定に繰り入れるものとする。

第三十八条の九 金融機関は、在外資産のないことが確定したとき

は、主務大臣の認可を受け、省令の定めるところにより公告をして、その在外勘定を閉鎖するものとする。

2 金融機関が前項の規定により在外勘定を閉鎖したときは、その在外負債に関する債権は、すべて同勘定の閉鎖の日において消滅するものとする。

(税法上の特例)

第三十八条の十 在外勘定に繰り入れる金額又は在外勘定から支出する金額は、法人税法による各事業

年度の所得及び地方税法により事業税を課する場合における各事業年度の所得の計算上、これを益金又は損金に算入しない。

2 第三十七条の七第二項から第四項までの規定は、第三十八条の八第二項又は第三項の規定により分配される金額について準用する。

第六十三条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 第三十七条の三第二項若しくは第三項(第三十八条の八第四

別表

(一) 第三十八条の二第二項の未払送金為替に係る債務について適用する換算率表

表示通貨単位名	換算率(本邦通貨1円に対する金額)
(満洲中央銀行券)	1円
(中国通合準備銀行券)	表示金額のうち 330,000円以下の部分 11円 表示金額のうち 330,000円をこえる部分 21円
(中央儲備銀行券)	表示金額のうち 750,000円以下の部分 51円 表示金額のうち 750,000円をこえる部分 61円
(昭和十二年軍用手票)	表示金額のうち 1,830,000円以下の部分 117円 表示金額のうち 1,830,000円をこえる部分 394円
(外貨表示軍用手票又は南方開発金庫券)	10円

(二) 債権 (債務者たる金融機関の在外負債として整理されるものを除く。)又は第三十八条の二第二項の未払送金為替に係る債務以外の債務について適用する換算率表

項において準用する場合を含む。第三十八条の五又は第三十八条の八第二項若しくは第三項の規定による支払若しくは分配を怠り、又はこれらの規定に違反してその支払若しくは分配をなしたとき

第七十条第一号中「又は第三十四条第一項を」と、第三十四条第一項、第三十八条の五第二項、第三十八条の八第一項又は第三十八条の九第一項に改める。

附則の次に別表として次のように加える。

所在地	表示通貨単位名	換算率(本邦通貨1円に対する金額)
朝鮮	円	1.5円
満洲	円	1.5円
大連	円	1円
旅大	円	1円
関東	円	1.6円
華中	(中国通合準備銀行券) (中央儲備銀行券) (昭和十二年軍用手票)	100円 2,400円 10円
ジャバ	(外貨表示軍用手票又は南方開発金庫券)	6 グルデン

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 金融機関再建整備法の規定によ

る調整勘定を設けなかつた金融機関のうち、同法第二十五条第一項第三号の規定により資本を減少したものは、この法律の施行の日の属する事業年度の決算において、前に旧勘定に属した資産及び負債について、新勘定及び旧勘定の区分の消滅した日の翌日からこの法律の施行の日までに生じた利益金及び損失金（金融機関再建整備法第三十七条第一項第一号又は第四号に規定する利益金及び損失金をいう。次項において同じ。）を計算し、その差益に相当する金額を限度として、同法第二十五条第一項の規定により株主として確定損を負担した者に対し、同法第三十七

3 金融機関再建整備法の規定による調整勘定を設けた金融機関のうち、この法律の施行前に金融機関再建整備法第三十七条の二第一項第五号に規定する金額の全額まで分配してその調整勘定を閉鎖したものは、この法律の施行の日の属する事業年度の決算において、改正前の金融機関再建整備法第三十七条の三第二項の規定により法定準備金に併せられた金額と、前に旧勘定に属した資産及び負債について、調整勘定を閉鎖した日からこの法律の施行の日までに生じた利益金及び損失金を計算した場合の差益に相当する金額との合計額を限度として、金融機関再建整備法第二十五条第一項の規定により株主として確定損を負担した者に

3 金融機関再建整備法の規定による調整勘定を設けた金融機関のうち、この法律の施行前に金融機関再建整備法第三十七条の二第一項第五号に規定する金額の全額まで分配してその調整勘定を閉鎖したものは、この法律の施行の日の属する事業年度の決算において、改正前の金融機関再建整備法第三十七条の三第二項の規定により法定準備金に併せられた金額と、前に旧勘定に属した資産及び負債について、調整勘定を閉鎖した日からこの法律の施行の日までに生じた利益金及び損失金を計算した場合の差益に相当する金額との合計額を限度として、金融機関再建整備法第二十五条第一項の規定により株主として確定損を負担した者に

対し、同法第三十七条の三第二項の規定に準じて計算した金額を支払わなければならない。

4 金融機関再建整備法第三十七条の三第三項の規定は、前二項の規定による支払について準用する。

5 金融機関再建整備法第三十七条の七第三項の規定は、第二項又は第三項の規定による支払金額のうち利息に相当する金額を除く部分について、同法第三十七条の七第四項の規定は、第二項又は第三項の規定による支払金額のうち利息に相当する金額について、それぞれ準用する。

6 金融機関再建整備法の規定による調整勘定を設けている金融機関は、前に旧勘定に属した資産で資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）による再評価を行った後、この法律の施行前に処分したもののにつき、この法律の施行の日の属する事業年度の決算において、改正後の金融機関再建整備法第三十七条の規定により調整勘定で経理すべき処分益を再計算しなければならぬ。

7 左の場合には、その行為をした金融機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第二項から第四項までの規定による支払を怠り、又はこれらの規定に違反してその支払をしたとき。

二 前項の規定による経理を怠り又は同項の規定に違反してその経理をしたとき。

に改正する。
第五十五条及び第六十条を次のように改める。

（調整勘定を設けている金融機関の再評価積立金の取扱い）
第五十五条 金融機関再建整備法の規定による調整勘定を設けている金融機関が、前に旧勘定に属した資産で再評価を行ったものを処分し、同法第三十七条第一項に規定する処分益を生じた場合は、当該金融機関は、再評価積立金を貸借対照表の負債の部に計上している間は、その処分した日において、その処分益に相当する金額の再評価積立金を取りくずさなければならない。但し、その処分の際、当該資産の処分価額とその時における帳簿価額との差益があるときは、処分益とその差益との差額に相当する再評価積立金を取りくずせば足りる。

2 前項に規定する金融機関において、前に旧勘定に属した資産で再評価を行ったものにつき、金融機関再建整備法第三十七条第一項に規定する増価益を生じた場合は、当該金融機関は、再評価積立金を負債の部に計上している間は、その確定評価基準による評価を行った日において、その増価益に相当する金額の再評価積立金を取りくずさなければならない。但し、その確定評価基準による評価を行った際、当該資産の評価価額とその直前の帳簿価額との差益があるときは、増価益とその差益との

差額に相当する再評価積立金を取りくずせば足りる。

第六十条 削除
第七十一条第一号及び第七十二条第二号中「第三号又は第四号の規定」を「第三号から第五号までの規定」に改める。
第七十一条を次のように改める。

第九 改正後の資産再評価法第五十五条の規定は、この法律の施行前に処分された資産につき第六項の規定により再計算された処分益の経理についても適用する。この場合において、同条中「その処分した日」とあるのは、「金融機関再建整備法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第 号）附則第六項に規定する決算の日」と読み替へるものとする。

10 農林漁業組合再建整備法（昭和二十六年法律第百四十号）に基づく再建整備又は農林漁業組合連合会整備促進法（昭和二十八年法律第百九十号）に基づく整備を行つている農協同組合及び農協同連合会並びに当該農協同組合及び農協同連合会に属する農協同組合及び農協同組合連合会に対する金融機関再建整備法第三十七条及び資産再評価法第三十一条の規定の適用については、この法律によるこれらの規定の改正にかかわらず、なお従前の例による。

旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律案

旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律

旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の次に次の一号を加える。
一の二「在外金融機関」在外会社のうち金融機関として主務大臣が告示で指定するものをいう。
第二条第一項第五号を次のように改める。

五「未払送金為替に係る債務」在外金融機関が本邦内の金融機関の店舗に向けて振り出した送金為替の、旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第 号）以下「法律第 号」という。の施行の際未払となつている部分につき、当該在外金融機関が当該為替の所持人に對し負う債務をいう。但し、その所持人が左の一に該当する場合に限る。

イ 本邦内に住所（法人にあつては主たる事務所）を有する者

ロ 在外会社又は閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第百四十四号）に規定する閉鎖機関（以下「閉鎖機関」という。）
第二条第一項第五号の次に次の一号を加える。
五の二「預金等に係る債務」前号

し、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 外国に居住する本邦人（外国に本店を有する本邦法人を含む）が本邦内に所有する財産を管理すること。

閉鎖機関令の一部を改正する法律案

閉鎖機関令の一部を改正する法律案
閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 閉鎖機関の本邦内に在る本店、支店その他の営業所に係る債権及び債務は、これを本邦内に在る財産とし、閉鎖機関の本邦外に在る本店、支店その他の営業所に係る債権及び債務は、これを閉鎖機関の本邦内に在る財産以外の財産とする。

閉鎖機関の本邦外に在る本店、支店その他の営業所に係る債権及び債務のうち左に掲げるものは、前項の規定にかかわらず、これを本邦内に在る財産とみなす。

一 閉鎖機関の本邦内に在る財産をもつて担保された債務

二 金融機関の本邦内の店舗に向けて振り出され、且つ、左に掲げる者が所持する未払送金為替に係る債務で省令で定めるもの

イ 本邦内に住所（法人にあつては主たる事務所。以下同じ。）を有する者
ロ 閉鎖機関でイに該当しないもの

ハ 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内に在る財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十一号）に規定する在外会社

三 本邦内に住所を有する者を債権者とする預金に係る債務のうち前号に掲げる債務に準ずるものとして省令で定めるもの

四 前二号に掲げる債務を除く外、第二号に掲げる者を債権者とする預金その他の金融業務上の債務で省令で定めるもの

五 左に掲げる者に対する預金その他の金融業務上の債権で省令で定めるもの
イ 本邦内に主たる事務所を有する金融機関
ロ その他の閉鎖機関又は第二号へに掲げる在外会社

六 閉鎖機関の所有する左に掲げる債権の債務者に対し当該閉鎖機関の負う債務で省令で定めるもの。但し、その者に対するこれらの債権の額を限度とする。

イ 前号に掲げる者の本邦外の店舗から金融機関の本邦内の店舗に向けて振り出された未払送金為替に係る債権
ロ 第五号に規定する債権

七 閉鎖機関が、第二号から第四号までに規定する債権の債権者に対して有する債権で省令で定めるもの。但し、その者に対して負うこれらの号に規定する債務の額を限度とする。

八 第五号及び前号に掲げる債権以外の債権で、大蔵大臣が指定し、又は特殊清算人が大蔵大臣

の承認を受けたもの
第十条第二項中前項を「前二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

特殊清算人は、特に必要がある場合においては、大蔵大臣の承認を得て、閉鎖機関の本邦内に在る財産以外の財産について、前項各号（第四号を除く。）に規定する職務を行うことができる。

第十一条の二の次に次の二条を加える。

第十一条の三 第二条第二項第二号又は第三号に規定する債務のうち、外貨表示のもの本邦通貨への換算については、別表第一に掲げる換算率を適用する。

第二条第二項第四号若しくは第六号に規定する債務又は同項第七号に規定する債務（当該債権の債務者が同項第五号に掲げる者である場合を除く。）の本邦通貨への換算については、別表第二に掲げる換算率を適用する。

第二項の場合において、外貨についての換算率が別表に掲げられていないときは、その換算率は、外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七條第一項又は第二項の規定により当該外貨につき外国為替相場が定められているものについて、これによるものとし、その外国為替相場が定められていないものについては、同条第二項の規定の趣旨に従ひ、現に流通していない外貨については、その有した購買力等を勘案して、大蔵大臣の定

める換算率によるものとする。
大蔵大臣は、前項の換算率を告示しなければならない。

第十一条の四 特殊清算人は、第二条第二項第二号から第四号までに規定する債務に係る債権者に対し、省令の定めるところにより、当該特殊清算人にその債権を申し出るべきことを催告しなければならない。

前項の債権者が同項の規定によりその債権を申し出ない場合においては、その債権者は、特殊清算から除外される。

第二項の規定により除外された債権者は、除外されなかつた債権者に対して弁済した後の残余財産に対してのみ、その弁済を請求することができる。

第十九條第一項中「当該閉鎖機関の本邦内に在る財産をもつて担保された債務」を「第二条第二項の規定

により本邦内に在る財産とみなされた債務」に改める。
第十九條の二十七の次に次の二条を加える。

第十九條の二十八 特殊清算人は、省令の定めるところにより、債権者のために弁済すべき財産を供託するか又は信託して、その債務を免れることができる。

第十九條の二十九 特殊清算人が、大蔵大臣の承認を得て、閉鎖機関の発行した社債、債券、国債の償還を委託した場合は、当該委託を受けた者は、債権者のために社債又は国債の償還を受けるのに必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をすることが出来る。

商法第三百九條第二項及び第三項、第三百十條、第三百十一條、第三百十五條並びに第三百十八條第一項の規定は、前項の場合に準用する。

附則の次に別表第一及び別表第二として次のように加える。

別表第一	
債権の種類	換算率（本邦通貨1円に対する金額）
（普通債権）	
（日本国債）	表示金額のうち330,000円以下の部分 11円
（日本国債）	表示金額のうち330,000円をこえ、330,000円以下の部分 12円
（日本国債）	表示金額のうち75,000円をこえる部分 51円

円 (中央準備銀行券)	表示金額のうち1,830,000円以下の部分 61円 表示金額のうち1,830,000円をこえる部分 117円 表示金額のうち4,170,000円をこえる部分 394円分
円 (昭和十二年軍用手票)	10円

別表第二

店 舗 所 在 地 域	表示通貨単位名	換算率(本邦通貨1円に對する金額)
朝鮮	円	1.5円
台灣	円	1.5円
關東	円	1.6円
滿洲	圓 (舊) 中央銀行券	1.6円
滿洲	圓 (新) 中央銀行券	1.6円
滿洲	圓 (舊) 中央銀行券	100円
滿洲	圓 (新) 中央銀行券	50円
滿洲	圓 (舊) 中央銀行券	2,400円
滿洲	圓 (新) 中央銀行券	10円

附 則

- この法律は、公布の日から施行する。
- この法律の施行の日において、閉鎖機関が既に債務の弁済のために供託しているときは、特殊清算人(閉鎖機関の特殊清算が終了している場合には大蔵大臣の指定する者)は、債権者のために、供託金の還付を請求することができ、る。
- 前項の規定により還付を受けた者は、省令の定めるところにより、当該還付を受けた財産を同項の債権者のために信託し、又はこれらの者に交付しなければならぬ。

○河野政府委員 ただいま議題となり
ました金融機関再建整備法の一部を改正する法律案外二法律案につきましまして、その提案の理由を御説明申し上げます。
まず金融機関再建整備法の一部を改正する法律案について御説明いたします。

戦後金融機関は、金融機関整理法、措置法、及び金融機関再建整備法に基づいて、その旧勘定に属する資産及び負債の整理を行うこととなり、昭和二十三年、その大多数は、資本及び第二封鎖預金等の切捨てを行い、さらに相当数のものは政府の補償を受けたことにより、旧勘定の最終処理を完了したものであります。その際、これらの金融機関は、旧勘定の整理に伴う事後調整のために新たに調整勘定を設け、前に旧勘定に属した資産負債の処分その他によつて生じた損益を、この勘定で整理することとなりました。その後、この調整勘定の利益金は、予想以上に著積され、相当数の金融機関は、右利益金を政府補償の返済、旧預金者に対する分配等に充てて来たのであります。この際、右調整勘定の処理を一層促進するとともに、当初金融機関の再建整備にあたり、その対象からはずされた在外店舗にかかる資産及び負債についても、可能な限りすみやかにその処理を促進するため、今般金融機関再建整備法の改正を行うこととした次第であります。

まず第一に、金融機関は、前に旧勘定に属した資産につき再評価を行つた後にこれを処分したときは、その処分益に新たに再評価差額をも含めてこれを調整勘定で整理することとし、この場合には再評価積立金をとりくずさなければならぬこといたしました。
第二に、金融機関は、前に旧勘定に属した資産及び負債についてその整理の促進をはかるため、新たに確定評価基準を設け得ることとし、これによる評価を行つた場合にも調整勘定を閉鎖することができるといたしました。

第三に、金融機関は、その調整勘定を閉鎖する際、同勘定に利益金の残額があるときは、確定損を負担した株主に對し、その負担額及び利息に相当する金額を分配することができるといたしました。但し、在外店舗を有した金融機関につきましましては、この部分は後に申し上げます在外資産負債処理勘定にまず繰入れて、在外負債の支払い財源に充て、さらにこの在外勘定を閉鎖する際、同勘定に資産の残額があるときは、旧株主へ分配するということにいたしました。

第四に、金融機関の在外資産負債につきましまして、さきに在外財産問題調査会が内閣総理大臣あて提出いたしました答申の趣旨にのつとり、いわゆる未払い送金為替や、在外預金の支払いの道を開くこといたしました。

すなわち金融機関は新たに在外資産負債処理勘定を設けまして、当該金融機関への帰属が確定した在外資産、調整勘定利益金の残額等を同勘定の資産の部に計上し、これら資産の範囲内で、その金融機関が本邦内に住所を有する者、閉鎖機関または在外会社に対して負つてゐる未払い送金為替及び外

地預金等の在外債務を支払ふことといたしました。しかしながら当面この在外資産負債処理勘定の資産の部に計上されるものは、一、二の銀行を除いてはきわめて僅少にとまると存ぜられますので、特に未払い送金為替につきましまして、一件の金額五万円までの部分は優先的にこれを支払ふこととし、その不足する支払、資金を調整勘定から借り入れることができることといたしました。なお以上未払い送金為替、外

地預金等の債務または債権のうち、現地通貨建ないし外貨建のものについては、その額の本邦通貨への換算につきましまして別表の規定を設けました。

以上要するに今回の改正は、營業を続けながら整理を進めるといふ金融機関再建整備法の立法の趣旨を尊重しつつ、できるだけ関係者間の利害の調整をはかるうとするものであります。従つて在外資産負債の関係で調整勘定利益金の分配を今日まで認めなかつた銀行につきましても、ただいま申し述べました諸措置と並行して、旧預金者に対する分配を認める方向で考へております。

次に、旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律案につきましまして御説明申し上げます。
旧日本占領地域に本店を有する会社、いわゆる在外会社の特種整理につきましましては、従来この政令の規定に従い、その本邦内にある財産の特種整理を実施して参りまして、当初指定されました千百七十五社のうち、本邦内に資産がないたため指定を解除したものが

六百三十六社、整理を完了したものが五百八社で、現在未整理のものはわずかに三十七社を余すのみとなつております。この在外会社のうち、金融機関である在外会社につきましては、その在内外債金がある場合にも、未払い送金為替及び在外預金にかかる債務等は在外の債務であるとして、従来この特殊整理の対象から除外されておりましたところ、今回在外財産問題調査会から提出された内閣総理大臣に対する答申書の趣旨に従い、これらの債務を支払う道を開くとともに、在外会社の特殊整理を促進するために必要な措置を講ずることを目的として、この法案を提出いたしました次第であります。

次にこの法律案のおもな内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。まず第一に、在外金融機関は、在外店舗にかかる債権債務のうち、未払い送金為替、在外預金等にかかる債務を特殊整理の対象に組み入れ、本邦内に住所を有する個人、法人、及びその他の閉鎖機関、在外会社に対して、現在残存している国内資産の範囲内で、小額債務を優先して支払うこととし、その場合受領人に対して有する反対債権を相殺することができることとした。

第二に、これらの債権債務の中には、現地通貨による表示のものもあり、現地の債権債務のうち、現地通貨建ての債権債務のうちに、現地通貨建ての債権の支払いを受けることができることとした。第三に、在外会社は、金融機関から未払い送金為替または在外預金にかかる債権の支払いを受けることができることとした。以上が、この法律案の提出の理由であります。

あります。次に、閉鎖機関令の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

閉鎖機関の特殊清算につきましては、昭和二十年九月以来、鋭意その処理を進めて参りまして、当初千八百八に上る閉鎖機関のうち、現在までに約千五百機関が特殊清算の終了を見るに至りました。従来、閉鎖機関の清算は、その本邦内にある財産についてのみ行われ、在外店舗にかかる債権債務は清算の範囲外のものとして参りました。が、今般、在外財産問題調査会の答申を参照し、これまで未処理の未払い送金等にかかる債権債務を併合する道を開くとともに、閉鎖機関の清算を促進するために必要な措置を講ずることを目的として、この法律案を提出いたしました次第であります。

次にこの法律案のおもな内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。まず第一に、閉鎖機関は、在外店舗にかかる債権債務のうち、未払い送金為替、外預金等については、本邦内に住所を有する個人、法人及びその他の閉鎖機関、在外会社に対して、現在残存している国内資産の範囲内で支払うこととし、その場合、受領人に対して有する反対債権を相殺できるようにいたしました。なお、これらの債権債務のうち、現地通貨建ての外貨建てのものについて、その額の本邦通貨額への換算につきまして、所要の規定を設けました。

の承認を得て、管理、処分等の職務を行ひ得るものといたしました。第三に、閉鎖機関の債務のうち少額のものについては、これを信託または供託して弁済を免れ得ることとし、また、閉鎖機関は、その発行した社債、営団債につき、銀行に償還の委託をすることにより、その債務を消滅せしめるものといたしました。

以上がこの三法律案の提案理由並びにそのおもな内容でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○千葉委員 次に、米国対日援助物資等処理特別会計法等を廃止する法律案、農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案、資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案、製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案、国民金融公庫法の一部を改正する法律案、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案、国税収納金整理資金に関する法律案、交付税及び譲与税配付金特別会計法、経済援助資金特別会計法案の九案を一括議題として質疑を続行いたします。質疑は通告順によつてこれを許します。春日一幸君。

○春日委員 いずれにいたしまして、これは昨日からの継続の事柄でありまして、昨日私は、すみやかに省議を開いて政府の責任ある処置はどのようなかものであるかという最終的な御回答を求め、それが本日午前中開会される本委員会において、大臣もしくは植木政務次官よりその決定せるところを御報告いただく、こういうことでおわかれして参りました。しかるに大臣も政務次官もその約束を全然お守りにならなくて、現在お見えになるところが不明の状態であるので、この両責任者のうちいずれかがお見えになりまして、昨日の本員の質問に対して責任ある御答弁を得るまで、この問題は質疑を進めても意義のないことと考えられますので、それまで質問を留保いたします。

なおこの問題はあらゆる議案に先がけて審議せなければならぬ事柄と考へられておりますので、さらに昨日の委員会以来各委員の一致した御意見のごとくに考へられているわけであり、この問題が質疑を続行することのできない状態において、他の議案の審議に入ることはどうかと考へられますので、両責任者のどなたか御本委員会は休憩されたいという動議を提出いたします。

○千葉委員 いかがですか。春日君の動議は成立しておるのです。○春日委員 私の動議は賛成者を得て成立いたしましたので、まことに恐縮であります。委員長は国会法並びに衆議院規則に基いて議事の運営を願いたいものと存じます。

○千葉委員 どうですか、採決しないが、いかがですか。○千葉委員 十一時二十分まで休憩します。

午前十一時二分休憩
午前十一時十九分開議
○千葉委員 休憩前に引続いて会議を開きます。
植木政務次官から発言を求められております。これを許します。植木政務次官。

○植木政務次官 去る三月十六日の当委員会において、中小企業金融緊急対策として中小金融専門機関に對しまして、今後期限の到来する指定預金の引揚を延期する等の処置を講ずるよう御要望があつたのであります。最近の金融の引締りは、外貨事情の推移に應じて、わが国経済をこれに適應せしめようとするものであります。従つて今後とも継続してこれを行うことが必要であると考えられております。しかしながら、その緩急順序等につきましては、経済界の実情に應じて慎重な配慮をもつて望みたいと考えます。この金融引締め政策の結果、中小企業だけにその影響が及ぶとも考えられませんが、中小企業金融につきましては、政府もかねて重点を置いて施策して参つておるところでもあります。金融引締めの影響が不当に中小企業方面に及ぼされぬように、今後とも十分配慮して参りたいと考えます。

通り銀行につきましては二月及び三月末に期限の到来する分について、その金額を引揚げることにしておつたのであります。商工組合中央金庫、相互銀行、信用金庫などの小専門金融機関につきましては、去る二月末に期限の切りかえを行ひまして、九月まで毎月分割して引揚げることにし、影響の緩和をはかつておる次第でございます。中小企業金融の疏通につきましては、その他国民金融公庫、中小企業金融公庫等の政府関係金融機関の資金源の充実をはかつておりますことも、融資計画の上事態の推移に際して臨機の処置を講じて参りたいと思つておる次第であります。なお今後におきまして、指定預金の運用につきましては、情勢の推移に応じて参りたいと思つておる次第でございます。指定預金につきましては、金融の引締め方策の一環として計画的に引揚げるのを適当と考えますので、今後は一般の指定預金の預託は、原則としては新規に実施しない方針で参りたいと思つておる次第でございます。中小企業金融に関する指定預金につきましては、さきに述べました政府関係金融機関の運営の事情とともに見合せまして、今後の金融情勢の推移を見ながら、なおよく検討して参りたい、かように考へておる次第でございます。

○春日委員 まことに容易ならぬ御回答でございます。あなたの御回答の冒頭宣言みたいなものの中で、政府の金融引締めの基本政策はこれを貫いて行くというのを、ことさらに強調されておるものと思つておる次第でございます。このことはわれ／＼中小企業金融対策に対する議決を行つたこの院議に対する挑戦ともわれ／＼は解釈せねばならぬと思つておる次第でございます。私あなたに申し上げたいことは、そも／＼委員会の議決などというものは、これは容易に行われるものではない。私は経験が浅いけれども、十五国会以来、とにかく四国会、この大蔵委員会の審議に携つておるわけでありまして、議決を行つても、しばしば委員会において議決を行つても、容易に議決が行われなかつた。年々一回と一回と今更には二回くらいのものでないかとすら思われる。こういう議決を行つたというこの事柄は、国会が事態を重視したことに基づくものである。このことに対してあなたに金融引締め政策は持続して行くのだ、こういう挑戦的態度をもつて回答が始まり、そうして必要があれば事態の推移をながめて云々、こういうような御回答であるのであります。あなた方は実際に委員会の議決を初めから、私はそのことすら疑いたくなる。すなわちこの決議の前段には、中小企業の倒産を続出させておる、こういう事態が明確にここに指摘されておるのです。この傾向が政府の施策によつてさらに激化しておるおそれがあるという、こういう認定を下して、だからこういうようなことをあつてはたいへんだ、従つて指定預金の引揚げを延期すると同時に、新規の預託その他適切な措置を講ずるようというところで、三月十六日のその情勢下において、そういう議決が行われおるのであります。ただいまの御回答によりますと、あなたは二月並びに三月の期限到来分については、二月末日にその引揚げ期限の切りかえをし

て来た、こういうことを言つておられるのだが、そんなことはすでにわれわれ委員会はずきに承知しておる、承知しておつてなおかつ議決の必要を痛感をして、そうしてこういう議決を行つておるわけでありまして、あなたがみづから当時の速記録をお読みになればわかると思つておる。この決議に対して、大蔵政務次官としてあなたは、この決議は十分尊重するということを述べられておる。尊重するということは、文字通りとうとうと重んずるということであつて、すなわちあなたが事態の推移を見て、それによつていろいろ考慮するとかんたかといふ批判を許すものではない、とうとうと重んずるならば、この委員会の決議通り執行したらどうなんですか。私は論議の重複を避けるが、昨日この問題について申した述べた通り、この問題は中小企業の経営の危機となつておるのだが、本日の新聞にやりますと、さらにこれが大きな労働問題となつて、これが新しい問題をここに提起しつゝある。すなわち本日の朝日新聞の調査によりますと、二十九年の一月において失業保険を求めたものの離職の申告であります。一月の失業保険離職票の受付数が一月だけで九万四千件に達しておるということがある。これは私はずつと今までもどいうような足どりをとつておるかというのを調べてみたところ、二十七年年度において大体六万から五万という線を前後しておりました。それから二十八年度になると、不況がぼつ／＼きざし始めて、その指数が八万になつたり七万になつたり、大体七万五千前後のところを去来しておつたのであります。が、昨年の十二月には実に九万二千九

百にこれが激増しておる。そうしてさらに本年一月になるとこれが九万四千になつておる。このことは中小企業に對するあなたの方の何らの金融措置が講じられないので、中小企業関係においてどん／＼破産して行く、倒産して行く、従業員は町の失業者となつてはお出される、彼らの行先はすべて失業保険の給付申請という形になつて現われて来る。今や政府の施策は單なる中小企業の問題ではなく、これが労働問題となつて来ておる。これは生活不安、社会不安、政治不安のきざしがこに出て来ておる。本委員会はこの問題を重視して、あなた方がいろいろ金融施策を小乗的な、たとへば引上げを猶予するとか、切りかえをするとか、いろ／＼やつておられる気配はあるが、そういうような事柄をも承知の上でなおかつこの議決を行つておるのである。従ひましてあなたの御回答は、この委員会の決議にこたえたとおるの措置というようには、われ／＼は受取りかねるのであります。こういうような失業者がどん／＼ふえて行く、さらに昨日申し上げた通り、東京信用交換所でありまするか、これの調査によると、現在そういうような犠牲になつて破産をした者は、とにかく不健全経営にある者が第一段階において破産をしたのだが、しかし四月、五月には不健全経営からの連鎖的反應で將棋倒しになつて来る。すなわち健全経営の諸君もこの五月には破産、倒産が激化するであらうということ、その統計資料の中から推定しておるのです。今にしてその施策を講じなければ、これはたいへんな事態を惹起するのではないかと。これは私の個人的な感想ではない。

い。経済の評論家たちの意見であり、そうして町の中、小商工業者たちの泣訴であり、本委員会の委員諸君があらゆる角度から検討したのであります。三人寄れば文殊の知恵と言ふが、二十七人で検討したのだから、これは文殊さんがかくかく七、八人寄つた程度の知恵をしぼつた結果が、結局中小商工業者のために相当額の預託をしなければならぬという結論に達したのであります。この結論に対して、しかもこの急迫せる状況に對して、なおかつ大蔵当局はこれを全然等閑視するのであるか。こういうような決議が行われても、これに對して何らの措置に出ないのであるか、重ねて御答弁を承りたいのであります。○植木政府委員 お答え申し上げます。春日委員の現状に對する深い御分析に對しましては十二分の敬意を払ふものであります。しかしながら、先ほど答弁いたしました通り、政府の方といたしましては、この際においての善処の方法といたしましては、政府関係の、中小企業関係金融機関の今後の貸出しの順序等々につきましては十分なる指導を加えるとか、あるいは一般金融機関に對しまして、中小企業に對しての金融を十分尊重をし、かつ手心を加えて善処して参るよう指導をして行きたい、かように考へておるのであります。今日この状況において、ただちにその決議の一部分にありましますような新しい預託云々という考へ方は、いましばらくまだその時期ではない、かように考へておる次第であります。○春日委員 金融というものは、とにかくそこに資金需要がある限りは結局応諾せざるを得ないものである。応諾

しなければ相手はつづけて行くものである。そのことは私が申し上げるまでもなく、これは日本銀行の一万田總裁が金融を引締めるのだと昨年の十月から言つておりながら、その結果は、引締めてしまふべき大企業がみなつづけて行つてしまふので、これでは国の産業経済の大問題だといふので、結局応諾せざるを得ない。その結果は、昨年一年間において七百五十億という貸出し増になつて現われておるのです。私もどもが昨年来指摘して強調しておりましたのは、こういう大企業の資金需要には、政府は七百五十億の貸出し増をもつて応諾しておる。そうして中小商工業者には資金需要はないかといふと、あるのです。あるが、政府は逆にこれを引締めて、その結果はどういう形であるか。すなわち倒産の姿となり、あるいは東京手形交換所だけで一日千何百通という不渡の手形の姿となつて現われて来るのです。だから私もどもが申し上げるのは、今次官は、いろいろの金融の行政指導とか何とかいふもので中小企業も救われて行くように指導すると言つておるのだけれども、現実に行われてはいないのです。行われればそういうような破綻を生じて参りません。だから大企業がつづけるのを救ふという政策をやつておるならば、小企業がつぶれぬ政策をあなたはおやりになつてしまふべきではありませんか。または公平に物事を取扱つて行くといふことで、大企業と中小企業との金融の権衡を保つて行くといふことがあなたの当然の義務ではありませんか。片手落ちものはなほだしいものと思う。私はこういう点から主張しておるのでありますが、これについてさ

らに考慮の余地はないものかどうか。昨日は時間がありませんでしたので、あなたにもなかつた確かな御答弁を願うゆとりがありませんでした。昨日指摘いたしました通り、あなたの方の調査によれば、預金が二兆五千二百億円あるうちで、個人関係の預金が一兆億以上もあるのだ、しかも全国銀行の貸出しのデータによると、大企業に対するものが六五%、千万円というものを標準に置いて、中小企業というものは三五%、こういう形で中小企業、庶民大衆の金が大企業の方に偏重されて使われている。こういう状況下においてあなたの方の指導なるもの、すなわち中小企業に対しては金を貸してやれという金融政策を通じての指導というものは、一体どういふふうに指導されておるのですか。その指導の結果どういふ形が現れておるか。すなわちこの二箇年、三箇年來その対比率というものに何らの変更が加えられておりません。あなたの方は口には言われながら、結果が現れておらないといふことは、ただ単にそれは口頭禪に過ぎないものである。一体これに対してどういふお考えをお持ちでありますか。あるいはこの中小企業の問題は、しばらく推移をながめた方がよい、こういうふうにお考えになつておるかどうか、重ねて御答弁を願いたい。

方にもまわつておりますし、また一般の地方銀行あるいは中央の大銀行の貸出し状況も、今正確な資料は持つておりませんが、中小企業に対して三割ないし四割、多いところでは六割からのものがまわつておる状態でありまして、そこでわれわれとしては、この際政府の基本的な方針はあくまでも守り続けたい、しかしながら御指摘のようにならうにして、中小企業に不当にわ寄せが起るような事態がまず／＼ひびくようになるようなことになつては相済みないと思ひますので、いわゆる今後の情勢等も十分見きわめて参りまして、そうして御指摘のようないふ点も十分考慮に入れて、今後とも善処して参りたい、かように考えておる次第でございます。

○春日委員 今後とも善処して参りたいといふことではありますが、私は昨日来この問題にのみ集中して意見を述べておるのではありません。従ひまして善処の具体的内容についても、大体省議においてそれ／＼要綱的の事柄はすでに議論をせられておると思うのであります。が、どういふふうな善処をされるのであるか、その善処の内容について、おさしつかえのない範囲で、国民を安心せしめ希望を与えるという意味で、ここでひとつ御発表願いたいと思ひます。

○植木政府委員 先ほどお答えいたしましたように、政府としては、今後とも政府関係金融機関等の貸出し計画などについても十分相談に乗りまして、そうして善処して参りたい、かように思ふのであります。それでは具体的にどういふ問題がただちに近い将来実行されるかといふことについては、いまだこの席で御答弁申し上げる程度に熟しておらないことをはなはだ遺憾に存じます。

○春日委員 何と言われても政府の方針をかえるわけには行かない、こういう御意思のごとくにうかがえるわけでありまして、このことについては、この委員会の決議を尊重するなどのことはもうさつぱちで、ほとんどそれは無視蹂躪される結果になるわけでありまして。当然これは決議した私どもは、この問題についてさらに討議をいたしまして、次の段階においての処理を行わざるを得ない結果になると思つております。これは、さきにこの機会に伺つておきたいことは、いわゆる大企業の下請に対する支払いの問題でございます。この問題は、今までもあなたの方のいふ／＼な指導で、できるだけ支払いを滞りせしめないうような方向にいろいろな努力が向けられておるようでありまして、一向効果が現れて参つておりませんが、すなわち大企業の下請工業に対する手形の遅延といふものは、三箇月、四箇月、はなはだしいものになると六箇月、七箇月、はなはだしいものもあることは、公取の調査によつてすでに発表されておるところであります。あなたの方のそういう行政指導は、金融においても、あるいはまた大企業の下請に対する支払いの促進といふことについても、一向効果が現れて参つておりません。従つて下請工業関係が非常に経営の危機に迫り込まれておるというところは、一般的の現象であります。これは単なる行政指導というふうな事柄のみでなく、さらに一歩進んで何らかの法的措置を講ずる必要があると思はれる。これについて大蔵当局はどういふふう

にお考えになつておるか。これをあわせて御答弁が伺いたないのであります。

○植木政府委員 政府といたしましては、現在の法制仕組みのもとで、できるだけ限りの指導をやつておるつもりであります。しかしながら単に金融問題だけで解決しない部分もたくさんあると思ひます。こうした部分につきましては、関係各省それ／＼適切な対策を研究いたしまして、そしてこれに善処するようにして行くのが至当であらうと思ふのであります。

○春日委員 結局何にもやらぬという御答弁なのでございます。これはまことに悲しむべき事柄であつて、昨日も河野銀行局長に申し述べたのだが、慎重に考慮をして追つて措置をするといふことで、そういう河野銀行局長の方針でどういふ事態が起きたかといふことを、私はもう一べん申し述べて質問を終ります。よろしいか。

保全経済会三十五億円、この問題は、あなたが事態の推移をながめつつ慎重考慮一年三箇月しておられて、結局十五万人の債権者が困る結果になつた。相互金融、これも殖産金庫の問題その他の問題で、立法措置をしる、経営の基準を示せ、こういうような十三国会以来の国会の要望にもかかわらず、これらも慎重に事態の推移をながめず、これも二年何箇月。その結果百五十億を越えるような大きな破綻を生じて、これまた何十万人という犠牲者が出てしまつた。それからようやくあなたの方々が今度の貸金業務に関する一つの基準立法を出して参られたわけでありまして。今度の問題でも、われわれがのくらしい強調しておるにもかかわらず、しかも権威ある委員会の決議

をもつて政府に要請してあるにもかかわらず、あなたの方は何ら新規預託もしないし、あるいは下請工業に対する支払いの立法措置も何も考えていない。こういうようなことでやがて大きな混乱を生じて来る。私が本日ここに指摘しておりますように、すでに失業者が昨年の十一月から三割もふえて来ておるこういうことは、一定の限度を越えたとこれはガラが来ます。あそこもここも破産するという事になつて来ると、これは同時的崩壊という形になつて来る。そしてこれが労働不安になつて参ります。共産党に大きな力をあなた方が加えるという様な結果になつて参るのでありますが、そういう労働不安、政治不安、社会不安というものが一ぺんに激化して爆発して、それからおもしろに預託をしたところで、三百億や四百億預託しても、そのときには政府も何も吹っ飛んでしまふ。その責任はにかかつて大蔵当局が負うべきものであるということをここに申し述べる。しかしながらわれわれは、そういうような事態をなおかつ事前に阻止しなければなりません。で、本問題についてはさらに覚悟に語りまして、本委員会にあるいはしかるべき措置を講ずることによりまして、こういう誠意のない政府に対する質問はこれをもつて終ります。

○千葉委員 次は福田君。

○福田(繁)委員 私はこの際ごく簡単に、ただいま春日君の質問に關連しまして大蔵政務次官に伺つておきたいと思ふ。

今も春日君から話がありましたごとくに、当委員会の決議、言いかえればどうししても行き詰まつたところの

中小企業者の倒産及び不渡り手形が激増するのであるから、これを防ぐのは新規預託並びにこれに類似する適切な方法の講じなければならぬというの、この委員会の決議でありまして、政務次官は趣旨は尊重する、しかしながら今日の段階では、現内閣の金融基本政策を固持しながら推移に従つて適当な処置を講ぜられる、こうおつしやるのであります。が、依然として新規預託をされるという御意思はないか、こういうように解釈してよろしゅうございましょうか。

○植木政府委員 御決議の内容を拝見いたしまして、今後の推移に應じ、預託その他臨機適切な対策を実施せられるよう、政府に要望する。こういうお示しでございまして、われわれといたしましては、この皆様の御決議の趣旨の存するところをでき得る限り十二分に尊重いたしまして、先ほど申し上げたような方針で進んで参ります。かように思う次第でございまして。

○福田(繁)委員 さすれば角度をえかえて伺いたいのではあります、あなたなり銀行局長は、十二月、一月、二月末の不渡りの激増状態及び中小企業者の倒産状態、これは目のあたりにおわかりであらうと存ずる。私たちは少くともこの不渡り手形で一番おそれるのは三月末、言いかえれば昨年末に九十日の手形を出して辛うじて糊口をしのいだところの中小企業者のまづた文字通りの行き詰まりは、今月末ではなからうか、かように考へておるものであります。が、その点に対してどうお考えなさつておられるか、それを伺つておきたいと思ふ。

○植木政府委員 われ／＼政府当局と

いたしましては、今日の状態においては、この中の一つの方策とも考えられます。この新規預託をするというほどの事態とは考へておらない次第でございまして。

○福田(繁)委員 さすれば、ここ一週間もすれば、私が先ほど申し上げました三月末になるわけなんです。あなたたちは、この三月末にこの二月の二十四、五日現在以上に不渡りの枚数がふえる、あるいは倒産者がふえる、ということをお認めになられますか、それともさうなことは絶対あり得ないと思ふ、どちらをお答えになられますか、これを伺つておきたいと思ふ。

○植木政府委員 きわめて近い将来の見通しでございまして、おそろしくぐにその結果が現われる問題あります。が、大体において近い将来の予測として考へられるところは、現在よりは若干悪くなる方に向うのではない、かように認めざるを得ないと思ひます。

○福田(繁)委員 ただいま政務次官からお答えがあつたごとく、おそろしく三月末といふものは、今より以上に悪い道をたどるであらうという事になります。が、さすればこの決議にもおそれます。とくに、いわゆる推移に應じてという事になるのですが、ますますすういふた行き詰まり状態、要するに不渡り手形が激増する、倒産者がますますふえて来る、というところの数字が一応出て来るのであります。が、そういう時期になつた場合には、この決議にあらまします。春日君が申しましたところの新規預託の必要をさういふ段階になりましてもお考えになるか、ならぬかということをお伺つておきたい。

○植木政府委員 それはやはりそのときの情勢をさらによく検討してみなければならぬと思ふのであります。かりに三千枚ないし三千四、五百枚の不渡り手形であつたものが、それでは四千枚になつたら新規預託をするのか、五千枚になつたら新規預託をするのか、というふうな具体的にお答えすることには困難だと思ひます。やはりそのときの状況分析を十分なしました上で善処するのが最も適當であると思ひます。

○福田(繁)委員 大分わかつて参りました。さすれば私はごく簡単に結論から行きますが、最近中小企業が非常に行き詰まつて、倒産者なり、不渡り手形なりあるいは自殺者がどん／＼出かつておるのであります。そこで大蔵大臣の副大臣としての政務次官は、かつて自由党がおつしやつたごとく、中小企業者の倒産があつてもやむを得ない、自殺者が出てくるとやむを得ない、といふ誤まつた観念は、今日の大蔵大臣なり政務次官は持つていないのだ、倒産するところの中小企業なり、首をくくらんとするところの中小企業者は政府が助けてやる、こういうことをはつきりお言えになられますか。あるいはあくまでもやむを得ないとお考えになられるか。これを伺つておきたい。

○植木政府委員 われ／＼としましては、極力さうな事態が起らないようにに期待をしております。またでき得る限りさういふ事態が起らないように、諸般の施策を講じて参りたい、かように考へておるのであります。

○福田(繁)委員 それはよくわかるのですが、さういつた言葉は今まで数回あつたのですが、それじやものためなんでしょう。ですからつきりここであつたの信念を吐露してもらいたいと思ふのです。

○植木政府委員 私はつきり申し上げておるつもりでございまして、政府といたしましては、あるいは大蔵当局といたしましては、中小企業がどん／＼破産者が出て来る、あるいは自殺者が次から次へと起ることになつても、やむを得ないというふうには考へておりに極力善処して参りたい、かように考へるのであります。

○福田(繁)委員 それでは最後に結論として要望しておきますが、なるほどさういつた慎重な御態度で御検討されることは、私はまたかわつた意味合いにおいて敬意を表します。しかしながらさういつたものがどん／＼出て来た後では間に合はぬのであります。から、どうぞこれ以上不渡りの激増なり倒産者の激増のないやうな生きた政治を、生きた金融対策をやることを、しつかりと腹にきめてもらいたい、ということを私はあなたに要望しておいて、それでいづれ大蔵大臣が参つたらお伺いすることになります。

○千葉委員 柴田君。

○柴田委員 われ／＼が持つてゐる資料も、政府当局がお持ちになつてゐる資料も、資料の点においてはかわりないと思ひます。現実には不渡り手形が續出してゐるという事も御存じでありまして、あるいは二十七年年度の交換をくぐつた手形の枚数と二十八年年度の年末までに手形交換所に送つた枚数を比較いたしますと、枚数においては

です、さういつた言葉は今まで数回あつたのですが、それじやものためなんでしょう。ですからつきりここであつたの信念を吐露してもらいたいと思ふのです。

減つておるのです。これはもう御存じかと思ひますが、そういうように減つておるのだが、不渡り手形の状態というものは、加速度的に多くなつて行つておる。これはもういなめない事実である。これをお知りにならぬのかどうか。私も、われ／＼の資料も政府の資料も何もそうかわつてはいまいと信じておるのですが、そういう点をまづ伺ひまして、その上に立つてもう少し伺ひたいと思ひますが、これは銀行局長でかつこうでございますが、われわれの資料が間違ひかどうか、こういう点を承りたいと思ひます。

○河野政府委員 不渡り手形が昨年の末以来激増いたして参りましたこと、事實は、その通りであります。ただ数字につきましては、お持ちの数字と私どもの持つておる数字と違ふかもしれませんが、傾向といたしましては、不渡り手形の枚数はふえております。

○柴田委員 それでは本論に入るわけでありまして、結局この手形の枚数が減つておるのだが、不渡り手形の状況がどん／＼とふえて行つてゐる。これはもう肯定なさつたわけでございますが、これは比率でもつて申しますと、不渡り手形の増加率は二十七年十二月平均八百八十一枚、二十八年の十二月は千三百九十四枚であります。しかし平均の金額は十一万から十二万こういうふうなわれ／＼の手元の資料にございしますが、これも相違ございませんでしようか。

○河野政府委員 ちよつと私資料を持ち合せておりませんので、数字につきましては、はつきりしたことを申し上げられませんが、調べましてお答え申し上げます。これは統計のとり方

○柴田委員 大体これはもう的確な資料だと私は信じておるのです。これを月別に具体的に申し上げてもいいのございしますが、だん／＼に平均の金額というものは少額になつて行つております。この現実というものは、やはり中小企業がいかん／＼に苦境をされておるかということがわかるわけですね。なおオーバーローン解消など申しまして、昨日も当委員会におきまして私が説明申しましたように決してオーバー・ローン解消になつていない。たとえば去年の十二月の一箇月の状況を見ましたら、十一大銀行の総預金高が一兆二千八百五十四億で、貸出しの残額は一兆四千三百七十七億でございます。約一千五百億というオーバー・ローンを現実に見ておる。だがこれを翻つて地方銀行、あるいは相互銀行、あるいは金庫、あるいは組合、こういうようなものになりますと、みな八〇％ないし八五％より貸付をやつておりません。そうしてその預金の八〇％ないし八五％と申しますことも、政府預金に對しましての非常な期待がその中に含まれておるといふことが、現実の状況であります。あるいはいはい／＼な町の金融機関が倒産をしたといふことも、やはりこういう信用金庫、あるいは信用組合、あるいは地方銀行の中小企業に對する融資が不活発になつた結果といたしまして、やむにやまれずこういう町の金融機関にたよるといふ中小企業がたゞさん出で参つたのであります。これは一貫した政府の銀行政策、金融政策の大きな責任でなければならぬと思ふのであります。決して中

小企業の大衆が、何も好んであつたインデキ金融にたよるわけではない。だけれども、やはり金融の引締めが強化されればされるほど、こういう方向に中小企業はたよつて行つた、その結果としてあの大きな問題を惹起したと思ふのです。いつかの委員会におきまして、銀行局長はそれらの一連の金融機関に對しまして、たとえば保全経済会、日本殖産金庫といふようないろいろな種類のものが何百かあるやうであります。これらに對する総額の預金というか、預け金というか、出資金と申しまして、それが大体五、六百億と推定されるという御返事があつた。だけれども、現実には今度の全部が破産、倒産いたしまして、それらを合計いたしますならば五、六百億そこそこではない。一千億を越えておるといふ状況である。それだけ金融面で、中小企業の大衆に迷惑を及ぼしておる。昨日の春日委員の御発言のやうに、二年も前にさういふことを何とか防止しなければならぬといふので、当委員会は要求した。それを等閑に付しておられたのが、今度の問題になつた。今またわれ／＼は現実の状況、あるいはあらゆる社会情勢から判断いたしまして、やはり政府の預託は地方銀行に徹底的にこれをまわしてやらなければ困る、こういうことを要求しておる。それに対してまだ具体的な措置を講じないといふことは、あまりに無責任だと思ふ。銀行局長は銀行局長として何もさういふ問題に對して苦勞ななどいふものであつたのでは、銀行局長などといふものはいらぬ。少くとも銀行局長は、日本の金融状況をほんとうに考へてもらなければならぬ

いたしまして、こうした結論に達しておるのであります。その点は他の場合とお考へくださいますと、おのずからその数字の上に現れてゐることで御了承願ひするのではないかと御意次第であります。

○柴田委員 国民金融公庫に對しまして、現在の予算に組まれておられるところは二十億を考へておられる。七十億政府資金をこれに預ける、こういう考へのおやうであります。これに對しましてもう少し増額の御意思がございませんでしようか。

もう一つは中小企業金融公庫に對しましての方途をどういふやうにお考へてございませうか。この二つを承りたいと思ひます。

○植木政府委員 ただいまおあげになりました数字に對しましては、前回の国会修正によりまして、国民金融公庫については二十一億円の資金増になつております。中小企業金融公庫につきましては、十九億円の貸出し資金の増加をはかつてある次第でございます。

○柴田委員 もう一つ伺ひますが、これは銀行局長に伺ひますが、地方銀行でも、大銀行でも中小企業に對しても相当融資をしておることは事実われわれも知つておる。けれども地方銀行等を調査いたします場合に、たとえば柴田が何々銀行から借金をいたしまして、二十万の手形、三十万の手形、十萬の手形といふものでかりに十回に融資を受ける。そういたしますと、平均の貸出しは十五万なら十五万といふ数字が出て参ります。これを御承知でございませうか。

午後二時よりの委員会は懇談会とい
たします。

午後零時六分休憩

〔休憩後は開会に至らなかった〕

にいろ／＼とり方がございまして、貸
出しの平均金額をとります場合に、一
件当り貸出し平均金額をとる場合と、
債務者一人当り貸出し平均金額をとる
場合といろ／＼ございます。実際問題
といたしましては、統計をとります場
合に、やはり名寄せをするということ
は非常にむずかしいものでございま
すから、普通には一件当りの金額をと
っております。その場合に御指摘のよ
うに手形が三枚となつておりますと、そ
の金額は三件として平均されますの
で、平均金額は少くなるということは
御指摘の通りであります。

○柴田委員 そうすると、大蔵省の銀
行局に集まつて来る資料というものは
そういう資料が多いのではないかと思
います。現実におれ／＼が地方銀行と
取引をやつて覚えがあるのであります
が、やはりその手形一枚についての平
均をとつてゐるようであります。そう
いたしますと、中小企業に対してこれ
だけの融資をやつてゐるという統計が
ございますが、それはやはり一人々々
をさしたものではありません、一億くら
い借りておつても、それが五十幾つや百
幾つになつてゐると、小さい金額にな
るのであります。だから相当中小企業
を援助してゐるというような、表面つ
くろつてゐる点が多いのです。こうい
う点も十分御検討をお願いと思いま
す。そうしてほんとうの中小企業に対
する対策というものがそこに生れて来
なければならぬ。単に銀行局が調査を
なさいとしても、そういう点まで心し
て御調査をお願いしたい。これをもつて私
の質問を終わりたいと思ひます。

○千葉委員長 午後二時まで休憩いた
します。

昭和二十九年四月一日印刷

昭和二十九年四月二日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局